質 問 第 四 号昭和五十五年二月七日提出

筑波大学の学則と学生の自治に関する質問 主意書

 \mathcal{O} 質問主意書を提出する。

右

昭和五十五年二月七日

提 出 者

竹 内

猛

衆 議 院 議 長 灘 尾 弘 吉

殿

筑 波 大 学 \mathcal{O} 学 則 لح 学 生 \mathcal{O} 自 治 に 関 す る 質 問 主 意 書

筑 波 大 学 は \mathcal{O} 5 か れ た 大学 لح L て 茨 城 県 \mathcal{O} 筑 波 研 究 学 遠 都 市 \mathcal{O} 中 心 的 な存 在 と L 7 昭 和 兀 +

八 年 に 東 京 か 5 移 転 L た \mathcal{O} 筑 波 大学 に お 1 て、 昭 和 五. 十三 年 十 二 月 \mathcal{O} 県 議 会 議 員 \mathcal{O} 選 挙 に 百

三

+

七

名

 \mathcal{O}

学

生

が

書

類

送

検

さ

れ

た

事

件

が

生

じ、

明

5

か

に

公

選

法

違

反

で

あ

る

に

ŧ

か

カン

わ

5

ず

教

育

的 処 置 と L 7 \Box 頭 厳 重 注 意 で す ま せ 学 則 に ょ る 処 分 に は 及 ば な か 0 た。 れ に 対 L て、 学 遠 \mathcal{O}

自 治 を 求 \Diamond 7 学 亰 祭 を 開 くと **,** \ う 学 生 \mathcal{O} 計 画 12 は 今 日 ま で 再 三 12 わ た 0 7 抑 え 付 け て きた

私 は 五. + 兀 年 月二 + 八 日 衆 議 院 予 算 委 員 会 第 分 科 会 に て、 筑 波 大 学 \mathcal{O} 学 生 規 則 が 開 校 \mathcal{O}

精 神 に 反 し、 更 12 日 本 玉 憲 法 第 + 条 \mathcal{O} 基 本 的 人 権 第 + 兀 条 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} ŧ と に お け る 平 等 、 第 + 九

条 \mathcal{O} 思 想 及 び 良 心 \mathcal{O} 自 由 第二十 条 \mathcal{O} 信 教 \mathcal{O} 自 由 第二十 条 \mathcal{O} 集会 結 社 表 現 \mathcal{O} 自 由 第 +

三 条 \mathcal{O} 学 問 \mathcal{O} 自 由 \mathcal{O} 保 障 \mathcal{O} 各 条項に反し、 まさに大学の 理 事 者 に管 理され 拘 束 ż れ た管理 大 学で

0 1 1 \mathcal{O} た う は、 7 だ 教 1 師 き 私 る た で 他 は あ 1 \mathcal{O} 1 大 と つ か て 学 思 ぬ ほ と が 7 思 ま L あ う。 す。」 1 n と ま 思 B す と答 7 は か ま ŋ と 弁 す 教 \mathcal{O} L し、 師 間 た。 4 1 ず ま 12 ま た か 対 た 私 5 L が ŧ 佐 筑 生 野 筑 波 徒 大 波 大 \mathcal{O} 学 大 学 模 学 局 範 ^ が 長 行 で 定 は 0 な 筑 7 け 8 波 般 7 御 れ 1 大 指 ば 学 大学 る 摘 1 学 \mathcal{O} \mathcal{O} か ょ 生 点 め う \mathcal{O} は لح 学 な 思 ょ 学 う 内 < 校 研 0 に 究 規 で、 お さ け 則 そう L る を 7 4 寸

る 制 限 ょ り t 厳 し 1 t \mathcal{O} が ざ **,** \ ま す。 と答えて 7 る。

体

活

動

な

1)

集

会

な

n

掲

示

等

に

0

1

て

加

え

7

1

る

制

限

とい

う

0)

は

 \mathcal{O}

に

な

1

7

行

わ

れ

7

1

この ょ う な 経 過 が あ 0 た に ŧ か か わ 5 ず、 何ら検討 もされ ず改正 もされ てな V ま ま、 五. + 兀 年

 \mathcal{O} 学 遠 祭 を \Diamond ぐ り 大 きな 問 題 が 生 ľ 7 7 る。

学 生 \mathcal{O} 自 主 的 な 文 化 活 動 で あ る 学 遠 祭 で 1 < 0 か \mathcal{O} 企 画 が 建 学 \mathcal{O} 理 念 に そ わ な 1 等 \mathcal{O} 理 由 で 大

講 演 会と三 里 塚 辺 田 部 落 \mathcal{O} 映 画 上 映 が 禁 止 されてい る。) 学 園祭実行委員会を中 心 لح す る学 生は

あ < ま で大学 0 運 営 方 針 に 従 わ せ、 企 画 内 容 審 査 を 求 \emptyset 5 れ た。

自

主

管

理、

自

主

運

営

を具体

化

L

た

八

項

目

 \mathcal{O}

要

求

企

画

内

容

審

査

 \mathcal{O}

撤

廃

等)

を提出

L

た

が

無視

され、

学

当

局

に

ょ

つ

て

方

的

に

禁

止

された。

五

十三

年

 \mathcal{O}

学

遠

祭

に

お

** \

て

ŧ

家

永

三

郎

氏

を

講

師

に

含

 \Diamond

た

た。 う 昨 لح そ 年 +L 1 7 月二十三 た 学 が 亰 祭 大 日 \mathcal{O} 学 側 学 凋 は 生 間 不 は 前 許 に 大 可 学 な に つ \mathcal{O} L て 態 た ŧ 度 た 当 に め、 抗 日 議 \mathcal{O} B 教 し、 む 室 な 学 等 < 生 \mathcal{O} 無 主 使 許 用 体 可 さえ \mathcal{O} \mathcal{O} 学 認 ま 亰 ま \Diamond 祭 集 5 実 会 現 れ を ず、 \mathcal{O} 行 全 学 で わ きる ざ 生 る 確 を か 認 どう 得 集 会を な か か 行 さ 0

昨 年 十 月三十日、 こうし た状況を打 開 教室使用 0) 確 約 を求めるため学長との 直接的 交渉 を

え

わ

か

5

な

1

状

況

12

な

0

た。

お

求 め、 本 部 棟 に 出 向 **,** \ た 学 生 に 対 し、 大学 側 は 本 部 棟 を 口 ツ クア ウ \vdash 事 務 職 員 が し。 ケ ツ 1 を

更 に 警 察 官 \mathcal{O} 出 動 を 要 請 し、 学 生 を 排 除 L ょ う عَ し た

は

り

暴

力

を

S

る

つ

7

ま

で

学

生

 \mathcal{O}

要

求

を

拒

4

続

け

た

た

め、

学

生

 \mathcal{O}

座

り

込

4

抗

議

行

動

を

引

き起

学 生 を L 7 こ の ような 行動 に 追 V) Þ 0 た 原 因 は 大学 側 に あ り、 そ 0 責 任が · 問わ れ るゆ え んで あ

る。

+

数

名

12

対

Ĺ

学

則

学

生

規

則

違

反

とし

て

処

分

 \mathcal{O}

た

 \otimes

 \mathcal{O}

調

査

を

行

\\ \

昨

年

+

月 二

+

日

12

は

定

期

そ L て 更に 大学 側 は 学 遠 祭後、 こうし た 背 景を全く 無 視 L て学 園 祭 に か か わ 0 た 中 心 的 学 生 七

験 を t 防 害 L 7 ま で 強 制 的 呼 び 出 調 查 が 行 わ れ た。 学 生 は 調 査 12 抗 議 L 釈 明 を 求 8 た が 再

U 試 拒 否 さ れ た。 L か Ł 大 学 側 は $\sum_{}$ \mathcal{O} 抗 議 を 暴 力 事 件 とし てデ ッ É 上げ、 処 分 を 行 おうと て お

り ま た 警 · 察 \mathcal{O} 介 入 を 要 請 L 刑 事 事 件 に ま で しようとして ١ ر る。

昨 年十二 月 十四四 日 に は 第二学 群、 第三学 群 の学 生の 処分が 発議され (第 学群は教員 会議 0 反

対 を 押 L 切 つ て 副 学 長 が 処 分を 発 議 してい る。)、二月 中 に は 学 生 <u>ー</u> 処 分 が 発表され る予定だと

わ れ て 1 る。 以 上 \mathcal{O} 経 過 に ょ り 次 0) 事 項 に 0 7 7 質 問 を す る。

昨 年二月二十 八 日 以 降 今 日 ま で、 玉 一会に お け る 私 0) 質問 12 対して 文部省は、 どのような誠意

を ŧ つて筑波大学 , の 学 生 規則を検討 L た か に つい て報告され たい。

五. + 兀 年 0 紛 争 0 根 源 は、 昨 年二 月二十 八 日 に質問 した 憲 法に違反してい ると思われ る学 生

規 則 に あ る。 これ は 表 現 0 自 由 を求 める学 生 0 声 を 無視 L 続 け た大学 0 行 為 を 一 切 不 問 に L た

ま ま 0) 不 当 な ŧ \mathcal{O} で あ る。 月 十六 日 に 厳 重 注 意」 とい う 処 置 で 済 λ だ は ず 0) 体 育 専 門 学 群 \mathcal{O}

名 \mathcal{O} 学 生 12 対 し、 そ \mathcal{O} 後 更に不当に 重 「<u>三</u>カ 月 **停** 学 0) 処 分 が 発 表 さ れ た が \mathcal{O} 処 分 は 教

育 \mathcal{O} 名 \mathcal{O} 下 に 大 学 執 行 部 0) 都 合 に ょ 0 て 学 · 生 を あ た カゝ も物 のごとく処分しようとす る t 0 で、

著 く不当 な処置 で あ ると思うが どう か

三 また、 たとえ大学側に教育上の処分権 があるにしても、 一昨年の県 議選買収事 件では、 明 確

か。

な法 律 違反であるにかかわらず教育的処置と称 学則による学生処分がなされ な か つたのに

比 今 回 の 一 連 (T) 処 置 は著しく公平の原則を欠く処分権の乱用と言わざるを得ない がどう

兀 筑波大学の教育方針をさまざまの方面から問い直す時と考えるが、 再検討する意思があるか

右質問する。

否

か

表明されたい。